

茶屋新田組合だより

組合長あいさつ



名古屋市茶屋新田土地区画整理組合
組合長 山田 都照

第三十六回総代会の概要

発行 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合

(1) 日 時 令和4年3月12日(土) 10:00 ~ 11:15
(2) 場 所 茶屋新田土地区画整理組合 会議室
(3) 出席者 総代 55名中 53名(書面表決者 6名含む)
(4) 議案 第1号議案 处務規程の一部改正について
第2号議案 第1号議案の一部改正について
第3号議案 第1号議案の一部改正について
第4号議案 第1号議案の一部改正について

第一号議案

第二号議案

第三号議案

第四号議案

常勤理事の報酬を「月額180,000円以内」から「月額210,000円以内」に改める。

■ 改正の理由
常勤理事の執行体制を現在の4名体制から1名体制に改めることに伴い、常勤理事の所掌事務の拡大及び責任の増大が認められるため

令和4年度主な事業と収支予算について

予算編成方針

第三五回総代会でご承認いただいた第六回事業計画変更に定めた事業実行期間及び資金計画を着実に履行するに必要な予算を計上する。

① 主な事業

○任期満了に伴い役員を改選するため総会を開催します。

○予算、決算等についてご審議いただくため総代会を開催します。

○事務事業を円滑に処理するため役員会等を開催します。

○区画道路築造・舗装及び水路築造:東茶屋地区を中心とした未整備箇所において区画道路築造及び舗装並びに水路築造工事を実施します。

○整地工事:未造成箇所において盛土等整地工事を実施します。

○雑工事:地区環境を保持するために必要となる道路補修等や公共施設管理引継に伴う補修工事等を実施します。

陽春の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
未だ新型コロナウイルス感染の収束もままならず、不便の多い日が続いておりますが、この状況が一日も早く解消され、平穏な日々が戻りますことをお祈り申し上げます。

さて、このような状況下ではあります、去る三月十二日に令和四年度における主な事業及び収支予算等についてご審議いたぐため、第三十六回総代会を開催いたしました。

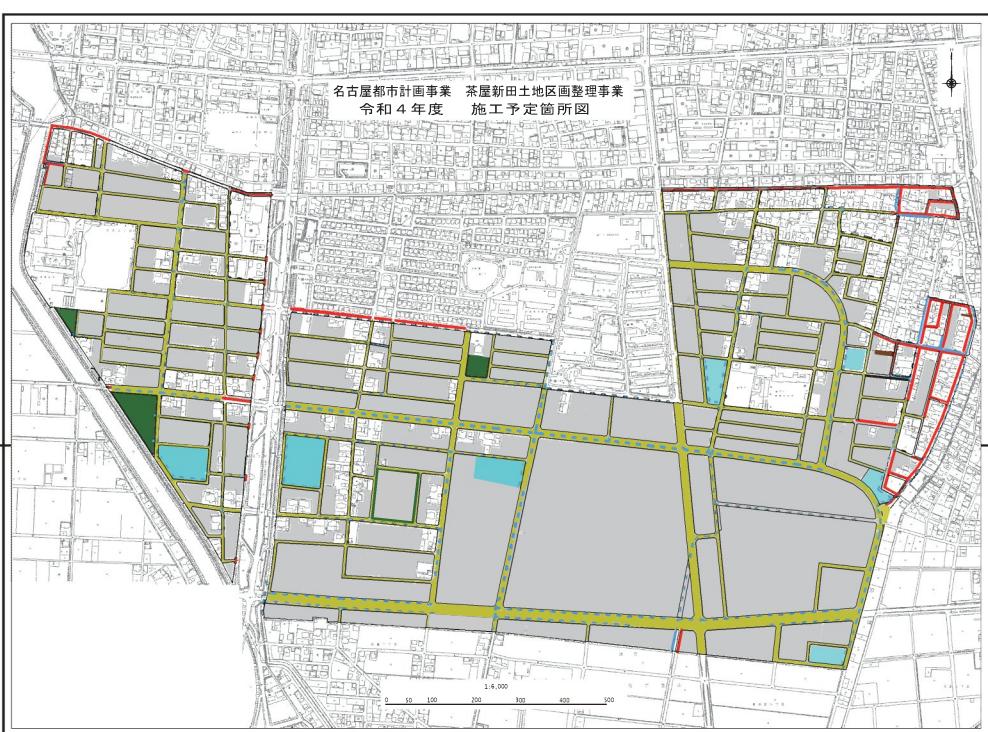
本号では、組合員の皆様に総代会の様子についてご案内させていただきたいと存じます。

なお、組合事業は各位のご理解、ご協力を賜り、概ね順調に進捗しており、皆様にも変わりゆく街並みを身近に感じていただいているのではないかと存じております。

ただし、現在東茶屋地区での工事が集中しており、周辺の皆様には大変なご不便をおかけしているものと承知しております。

工事も終盤に差し掛かり、今しばらくご不便をおかけ致しますが、我々役員一同、一刻も早い事業完了に向けて尽力してまいる所存でござりますので、組合員の皆様におかれましても、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ◆補償関係 ○道路工事等に支障となる建物等に対する補償を実施します。
- 施設管理引継に必要な図書を作成します。
- 用地整備に必要となる水道、ガス等の占用管及び電柱等の撤去、移設費を負担します。
- 公共施設管理引継に必要な図書を作成します。
- 用地整備に必要となる設計業務を実施します。
- 工事に伴う現地調査及び監理監督等を実施します。
- その他組合事業を円滑に推進するために必要な業務を実施します。
- ◆調査設計関係 ○調査設計実施します。
- 事業に支障となる移転物件の調査を実施します。



凡例

- | | |
|---|------------------|
| ■ 会議関係 | 過年度工事 (都計道・区画道路) |
| ◆ 工事関連 (下図施工予定箇所図参照) | 過年度工事 (造成) |
| ○区画道路築造・舗装及び水路築造:東茶屋地区を中心とした未整備箇所において区画道路築造及び舗装並びに水路築造工事を実施します。 | 令和4年度工事 (区画道路) |
| ○整地工事:未造成箇所において盛土等整地工事を実施します。 | 過年度工事 (水路) |
| ○雑工事:地区環境を保持するために必要となる道路補修等や公共施設管理引継に伴う補修工事等を実施します。 | 過年度工事 (公園) |

- ◆ 街区、画地に係る確定測量及び出来形確認測量等の測量業務を実施します。
- 換地計画策定に向けた準備を実施します。
- その他組合事業を円滑に推進するために必要な業務を実施します。
- ◆裏面『収支予算書』をご参考ください。
- 以上の二つの議案をご審議いただき、いずれも賛成多数により承認されました。
- (裏面には主な質疑応答の内容をお知らせします。)

【令和4年度 収支予算書（概要）】

(単位：千円)

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	摘要
補助金	0	
助成金	194,610	
保留地処分金	600,000	
雑収入	2,390	受取利息、保留地一時使用
借入金	0	
前年度繰越金	2,370,000	
合計	3,167,000	前年度繰越額を除く当期収入額 797,000千円

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	摘要
会議費	500	総会・総代会・諸会議費・説明会費
事務所費	106,800	報酬14,800/給与10,050/保留地処分諸費13,200/事務委託57,860/他
工事費	1,092,000	区画道路築造204,300/区画道路舗装220,000/水路築造183,500/工事雜費474,200/他
補償費	302,000	建物等移転費162,000/電柱移設費28,000/上水道移設費70,000/ガス移設費40,000/他
調査設計費	465,700	事業調査111,000/工事設計監理173,400/測量155,900/換地設計18,000/他
借入金償還金	0	
仮清算交付金	10,000	
雑支出費	4,000	弁護士費用・諸会費・他
予備費	220,000	
翌年度繰越金	966,000	
合計	3,167,000	翌年度繰越金を除く当期支出額 2,201,000千円

主な質疑応答等

■公園整備に係る予算が計上されていないのは何故か。令和4年度で整備する予定ではなかったのか。

□地区的殆どの土地が使用されており、工事の際に必要となる資材置場や仮駐車場用地が確保できないため、公園用地を工事ヤードとして使用しています。

そのため、緑地を含めて令和5年度に整備に着手し、令和5年度内に完成する予定でいます。

■公園に置かれている残土が風が強い日などに砂ぼこりとして舞っている。近隣に迷惑がかからないよう注意して欲しい。

□散水の頻度を増やしたり、作業場所に留意したり、近隣の皆様に迷惑をおかけしないよう、今後も引き続き対策を練っていきたいと思います。

■保留地処分金収入として6億円計上されているが、残っている保留地全ての売却を想定した額か。

□令和3年度予算では13億円計上していましたが、実際の売却は約8億3千万円であり、未処分の保留地のうち販売可能となる物件全ての売却を想定して予算計上しています。

□令和3年度予算では13億円計上していましたが、

ととなっています。

■組合事務所の一部にも保留地があるが、いつ売却するのか。

□令和7年度までは事業が継続しており、少なくとも令和4年度での売却は予定していません。事業進捗を勘案しながら事務所閉鎖時期を検討していく必要がありますと想っています。

□現時点における事業計画上の執行率は97.6%

■住所の変更是いつ頃の予定か。事業地区に接する地区外も住所が変わるとか。住所の変更はいつ頃の予定か。

□町名変更については名古屋市議会での議決事項となりますが、現在は、令和5年度に地元案を決定し、その後名古屋市に申請し、令和6年度末に議決をいたたく予定でいます。最終的には令和7年度内に告示してからの変更となります。

□令和4年度に名古屋市関係部局と協議のうえ、方針を決定します。

■南陽中央公園の約6～7割の樹木が枯れています。また、年間の3分の2が雑草に覆われている状態である。せっかく良好な環境が整ったのに大変残念に思っています。行政機関に強く申し入れて欲しい。

□指摘の点については、組合からも名古屋市関係部局に申し入れていますが、予算の関係からなかなか十分に管理が行き届いていない状態になっています。今後も適切な管理を要請していただきたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

■現在東茶屋地区の工事が全盛で様相も変わりつつある。先日視覚障害者の方がバリケードにぶつかっているのを目撃したが、バリアフリー対策を考えているのか。

□現時点でお答えできることはございませんが、今後検討していきたいと思います。

■イオン北街区の開発状況はどのようになっているのか。施行地内の中堅的な場所で、地権者にも大きな損失があり、早く開発を実現して欲しい。

□大変なご心配をおかけし、申し訳なく思っていますが、現在出店希望者と具体的な条件の交渉を進めているところです。3月15日には地権者会を開催して審議する予定であり、何とか早く開発を実現したいと思います。

（以上）

組合からの大切なお願い

◆建物等の新築・改築をされる場合について

◇施行地区内において、建築物や工作物を新築若しくは増改築する場合は、土地区画整理法第7条に基づく申請と都市計画法に基づく地区計画の届出及び許可が必要となります。許可なく

建物等の行為を行うと違法になりますので、まずは、組合までご相談ください。

◆土地の所有者を変更される場合について

◇組合からの通知などを確實にお届けするために、土地の売買、相続、贈与等により所有権を移転する場合や住所を変更した場合は、必ず組合へお知らせください。

◆所有地の適正な管理について

◇使用収益を開始する直前に組合で除草及び境界杭設置を実施しておりますが、使用収益開始後は所有者で適正に管理していただく必要があります。

◆防災上の危険が高まるばかりでなく、近隣者に多大な迷惑となりますので、各自の責任で除草等適正に管理してください。

◇近隣者等からの苦情等により早急な対応が必要となる場合で、所有者で対応いただけない場合は、やむを得ず組合が除草等させていただきます。

◆この場合の費用は所有者に負担していただきますので、予めご承知おきください。

◇除草等に係る業者の紹介を希望される方は、組合までご相談ください。

◆お問合せ先

- 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合
- ☎ 052（618）7732
- 事務局 公益財団法人名古屋まちづくり公社
- 区画整理部区画整理課
- ☎ 052（211）6072
- 茶屋詰所
- （301）4855